

で緊急時診療応援をおこなっている。報酬は無料。

<資料> 2) 宮崎県延岡医療圏 (約 2000 出産) : 一人の周産期医が、年間約 60 回、一次産科施設にて、緊急時診療応援に出向いている。報酬は無料

<資料> 3) 大阪府の中では、病院間協定の上で、麻酔科の「貸し借り」が行われているところがある。今後、地方における「特殊な協定」で可能ではないか？

<問題点> Incentive とするには、公務員兼業規定禁止や、doctors fee と hospital fee の分離ができないわが国の医療法など、障害多し。

⑨ 1次周産期施設から「周産期以外の診療科」への医師の移動

緊急時 (妊婦の脳出血疑いなど) で、直接、救命救急や脳神経外科への搬送の付き添いはあっても、「周産期以外の診療科」内での診療は極めてまれであろう。

【頻度】極めて稀

④ 「周産期以外の診療科」から1次周産期施設への医師の移動

【頻度】極めて稀

⑩ 2次・3次周産期施設から「周産期以外の診療科」への医師の移動

周産期施設に、脳外科や整形外科が無い場合には、脳出血や交通事故などで行われている。

【頻度】不明 (調査が必要である。現在、大阪府にて調査計画中)

⑪ 「周産期以外の診療科」から2次・3次周産期施設への医師の移動

救命救急センターに搬送された患者が、妊娠関連であった場合。

【頻度】数は少ないが、年間数例起こっているものと考えられる (調査が必要である。現在、大阪府にて調査計画中)